

# I. 平成26年～30年の対応方針において、平成30年（2018年）（度）中に「結論を得る」等とされたもの

※前回会議（平成31年2月20日）までに結論を報告したものを除く。

## ○平成26年対応方針

### (1) 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等

#### ① 産業振興

No.	事項	関係府省	26年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成31年3月31日現在。その後の特筆すべき状況があれば( )で記載
1	<p><b>地域産業資源活用事業計画の認定権限等の都道府県への移譲</b>                      （中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律）</p>	経済産業省	<p>地域産業資源活用事業計画の認定（6条1項）については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された地域産業資源活用事業計画に係る情報提供を、原則として経済産業局に事前相談があった段階で行うとともに、各経済産業局が設置している評価委員会に関係都道府県が構成員として参画し、認定の判断に主体的に関与できることなどを、平成26年度中に通知する。その上で、都道府県への権限移譲については、<u>平成29年度までの法施行状況を検証し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p> <p>&lt;30年対応方針&gt;                      地域産業資源活用事業計画の認定（6条1項）に係る事務・権限については、都道府県等の意見を踏まえつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について検討し、<u>2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>地域産業資源活用事業計画の認定（6条1項）に係る事務・権限については、都道府県がその地域内の中小企業の地域資源を活用した新事業活動をより主体的に支援することができるようにする観点から、都道府県に移譲する。                      なお、移譲に当たっては、都道府県に対して適宜説明を実施することにより調整を行う。</p>

# 平成26年～30年対応方針のフォローアップの状況

## ○平成29年対応方針

### (1) 義務付け・枠付けの見直し等

#### ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成31年3月31日現在。その後の 特筆すべき状況があれば( )で記載
2	<b>児童手当における学校給食費の徴収権限の強化</b> (学校給食法、児童手当法)	内閣府 文部科学省	学校給食費(11条2項)の徴収に係る地方公共団体の権限については、地方公共団体による学校給食費の強制徴収を可能とする方向で検討し、 <b>平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</b>	学校給食費を強制徴収可能な公債権とすることについて、法制的な検討を行ってきた。また、学校給食費の徴収状況について、全国的な傾向を把握するための調査を実施。さらに、公会計化や徴収・管理業務の実状把握のための調査研究を実施し、実情整理等を進めている。 平成31年3月28日の第90回提案募集検討専門部会においても、公会計化への取組みについて早急に整理するよう示されたところ。

# 平成26年～30年対応方針のフォローアップの状況

## ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成31年3月31日現在。その後の 特筆すべき状況があれば( )で記載
3	<p><b>幼保連携型認定こども園の人員配置基準の緩和</b> (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律)</p>	<p>内閣府 文部科学省 厚生労働省</p>	<p>幼保連携型認定こども園における保育教諭の配置基準（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1）5条3項）等に係る子どもの年齢の基準日を年度途中に変更し、保育教諭等の配置基準が変わる場合の影響等については、園児の発達や環境への順応といった観点も踏まえながら、<u>平成30年度中に地方公共団体・認定こども園等に調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>平成30年12月に自治体及び事業者に対して抽出調査を行った結果、年度途中に保育士の配置基準が変わることに対する懸念（例：年度途中のクラス変更による児童や保育士自身の精神的負担、基準日のたびに配置基準や運営費の算定を行うための管理コストの増大）が多く示され、制度を見直すことは困難な状況にあるため、現行制度を維持することとした。</p>

# 平成26年～30年対応方針のフォローアップの状況

## ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成31年3月31日現在。その後の 特筆すべき状況があれば( )で記載
4	<p>施設型給付費等の算定方法に係る事務（管外受委託児童に係る請求及び支払事務）の簡素化 （就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律）</p>	<p>内閣府 文部科学省 厚生労働省</p>	<p>施設型給付費等の算定方法については、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減の観点から、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域利用時における請求事務等の取扱いについては、実態調査等を行った上で、制度運用の在り方について検討し、<u>平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></li> </ul>	<p>子ども・子育て支援新制度に係る給付事務の改善等に関する調査研究事業を実施し、その結果を踏まえ、平成31年度の請求に使用することを想定した保育所に係る請求書の標準様式を自治体宛てに送付した。</p>

# 平成26年～30年対応方針のフォローアップの状況

## ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成31年3月31日現在。その後の 特筆すべき状況があれば( )で記載
5	保育所の人員配置基準の緩和 (児童福祉法)	厚生労働省	保育所における保育士の配置基準（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭23厚生省令63）33条）に係る子どもの年齢の基準日を年度途中に変更し、保育士の配置基準が変わる場合の影響等については、児童の発達や環境への順応といった観点も踏まえながら、 <u>平成30年度中に地方公共団体・保育所等に調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	平成30年12月に自治体及び事業者に対して抽出調査を行った結果、年度途中に保育士の配置基準が変わることに対する懸念（例：年度途中のクラス変更による児童や保育士自身の精神的負担、基準日のたびに配置基準や運営費の算定を行うための管理コストの増大）が多く示され、制度を見直すことは困難な状況にあるため、現行制度を維持することとした。
6	子育て短期支援事業の実施施設に関する規制緩和 (児童福祉法)	厚生労働省	子育て短期支援事業（6条の3第3項）の実施施設については、子育て短期支援事業の実施先として、里親支援機関が委託する里親（6条の4）を対象とすることも含め、課題を整理しながら検討し、 <u>平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	子育て短期支援事業の実施施設について、里親支援機関が委託する里親等を含めるよう、制度の見直しを行うこととし、この方針を全国会議において地方公共団体に周知した（平成31年（2019年）3月1日全国児童福祉主管課長会議）。今後、具体的な見直し内容について検討を進める。

# 平成26年～30年対応方針のフォローアップの状況

## ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成31年3月31日現在。その後の 特筆すべき状況があれば( )で記載
7	市町村介護保険事業計画の変更に係る 手続の簡素化 (介護保険法)	厚生労働省	<p>市町村介護保険事業計画の変更(117条9項、117条10項)に係る手続については、市町村による当該手続の円滑化に向け、都道府県が機動的かつ柔軟に対応するよう、都道府県に平成29年度中に周知する。</p> <p>また、指定都市及び中核市が介護保険施設等に対する指定・認可権限を有していることを踏まえ、当該手続の在り方について検討し、<u>平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>後段については、2018年度の調査研究事業の結果を踏まえ、都道府県への事前聴取を行うことなく、市町村介護保険事業計画を変更して、広域型特養と地域密着型特養との間で定員数の振替をできる扱いとすることは、都道府県が有する広域的特養に係る整備方針・整備目標と整合性がとれず、実現が困難との判断に至った。</p>
8	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の 登録人数要件の見直し (子ども・子育て支援法)	厚生労働省	<p>子ども・子育て支援交付金の交付事業のうち、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)(59条12号及び児童福祉法(昭22法164)6条の3第14項)の実施については、以下のとおりとする。</p> <p>・会員数要件については、当該事業全体の実施状況に係る調査を実施し、50人未満のほか、現在交付対象となっている会員数50人以上の市町村も含め、会員数の区分及び基準額について検討を行い、<u>平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>令和元年度予算案に計上。 実施要綱を改正し、会員数20人以上を対象とすることとした。</p>

# 平成26年～30年対応方針のフォローアップの状況

## ○平成30年対応方針

### (1) 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等

#### ① 産業振興

No.	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成31年3月31日現在。その後の特筆すべき状況があれば( )で記載
9	<p>小規模事業者支援法に基づく経営発達支援計画に係る経済産業大臣の認定権限の都道府県への移譲（商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律）</p>	<p>経済産業省</p>	<p>経営発達支援計画の認定（5条）に係る事務・権限については、有識者の意見等を踏まえつつ、国及び都道府県の連携方策を検討し、<u>2018年度中に結論を得る。その結果や当該制度の運用状況、都道府県等の意見を踏まえつつ、必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>小規模事業者支援法を改正し、計画認定の際に都道府県知事の意見を聴くことにより、都道府県の関与を位置づける内容の法案を平成31年2月15日に国会に提出。（中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業経営強化法等の一部を改正する法律：令和元年5月29日可決、6月5日公布、7月中旬施行（予定））</p>

# 平成26年～30年対応方針のフォローアップの状況

## (2) 都道府県から市町村への事務・権限の移譲等

### ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成31年3月31日現在。その後の 特筆すべき状況があれば( )で記載
10	<p>児童相談所設置市（中核市）において療育手帳を交付することができることを明確化する通知の見直し （療育手帳制度に関する事務）</p>	厚生労働省	<p>療育手帳制度に関する事務については、児童相談所を設置している中核市において療育手帳の交付に係る決定が可能であることを明確化し、その旨を地方公共団体に2018年度中に周知する方向で検討し、<u>その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>「療育手帳制度について」（平成31年3月29日厚生労働省発障0329第15号厚生事務次官通知）を発出し、児童相談所を設置している中核市において療育手帳の交付に係る決定が可能である旨を周知した。</p>

# 平成26年～30年対応方針のフォローアップの状況

## (3) 義務付け・枠付けの見直し等

### ① 農業・農地

No.	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成31年3月31日現在。その後の 特筆すべき状況があれば( )で記載
11	<p>災害復旧事業の重要 変更協議案件の基準 の緩和 (農林水産業施設災 害復旧事業費国庫補 助の暫定措置に関す る法律)</p>	農林水産省	<p>災害復旧事業の変更については、工事費 の額の変更協議を要する金額の要件を検討 し、<u>2018年度中に結論を得る。その結果に 基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>関係省庁と金額要件の200万円を引き 上げる方針を決定した。</p>
12	<p>農地中間管理事業に おける農地利用配分 計画に係る縦覧期間 の廃止について (農業経営基盤強化 促進法及び農地中間 管理事業の推進に関 する法律)</p>	農林水産省	<p>農用地利用配分計画の案の縦覧(農地中 間管理事業の推進に関する法律18条3項) については、廃止する方向で検討し、<u>2018 年度中に結論を得る。その結果に基づいて 必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>農用地の利用の効率化及び高度化を 一層促進するため、農地バンクの借入 と受け手への転貸を一括して市町村の 集積計画で行える仕組みや配分計画の 縦覧の廃止等を内容とする「農地中間 管理事業の推進に関する法律等の一部 を改正する法律案」を第198回国会(平 成31年通常国会)に提出した。 (令和元年5月17日成立)</p>

# 平成26年～30年対応方針のフォローアップの状況

## ① 農業・農地

No.	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成31年3月31日現在。その後の 特筆すべき状況があれば( )で記載
13	農地中間管理機構が行う単純な業務の委託に係る知事承認の廃止 (農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業の推進に関する法律)	農林水産省	農地中間管理機構が行う単純な業務に係る委託については、都道府県知事の事前承認(同法22条2項)を不要とする方向で検討し、 <u>2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	農地の管理等軽微な業務委託に係る知事承認を不要とする措置等農地中間管理事業の手續の簡素化等を内容とする「農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案」を第198回国会(平成31年通常国会)に提出した。 (令和元年5月17日成立)
14	農地中間管理事業における各種事務簡素化 (農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業の推進に関する法律)	農林水産省	農地中間管理機構を通じた農用地等の賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転については、市町村単位で一括して行うことができる仕組みを構築する方向で検討し、 <u>2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	農用地の利用の効率化及び高度化を一層促進するため、農地バンクの借入と受け手への転貸を一括して市町村の集積計画で行える仕組みや配分計画の縦覧の廃止等を内容とする「農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案」を第198回国会(平成31年通常国会)に提出した。 (令和元年5月17日成立)

# 平成26年～30年対応方針のフォローアップの状況

## ① 農業・農地

No.	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成31年3月31日現在。その後の特筆すべき状況があれば( )で記載
15	国産花きイノベーション推進事業における実施要件の見直し (国産花きイノベーション推進事業)	農林水産省	国産花きイノベーション推進事業の実施要件については、2019年度以降の次期対策事業において、地域の実情に応じ、地方公共団体を含む事業実施主体が自ら解決すべき課題を明確にし、解決する取組を支援する観点から、必要な見直しについて検討し、 <u>2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	次世代国産花き産業確立推進事業において、地域の実情に応じ、地方公共団体を含む事業実施主体が自ら解決すべき課題を明確にし、解決する取組を支援することとした。 (持続的生産強化対策事業実施要綱(30生産第2038号平成31年4月1日農林水産事務次官依命通知))
16	農林水産省所管の交付金「地域での食育の推進事業」の見直し (食料産業・6次産業化交付金)	農林水産省	食料産業・6次産業化交付金の交付対象事業のうち、地域での食育の推進事業については、地方公共団体及び地方農政局から意見聴取を行った上で、地方公共団体における事務の円滑な実施に資するよう、申請できない経費の明確化や、事業実施計画策定時における経費の積算の簡素化を検討し、 <u>2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	対応方針の閣議決定(平成30年12月25日)を受け、交付金事業の円滑化に向けて、各地方農政局等が地方公共団体等から意見聴取を行った結果を担当者会議を開催し協議した。 また、事業実施計画作成時における事務の円滑化に向けて、経費の判断基準や積算の簡略化の事例等を地方農政局等に「食料産業・6次産業化交付金(地域での食育の推進)に関する対応について」(平成31年2月1日付け食料産業局食文化・市場開拓課長事務連絡)で周知した。

# 平成26年～30年対応方針のフォローアップの状況

## ② 医療・福祉

No.	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成31年3月31日現在。その後の 特筆すべき状況があれば( )で記載
17	<p>保育所型事業所内保育事業の受入れ児童の対象年齢の拡充 (児童福祉法及び子ども・子育て支援法)</p>	<p>内閣府 厚生労働省</p>	<p>保育所型事業所内保育事業（同令43条に規定する保育所型事業所内保育事業をいう。以下同じ。）について、満3歳以上の児童の受入れを行っている場合には、連携施設の確保を不要とすることについて検討し、<u>2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成31年3月29日厚生労働省令第49号）を平成31年3月29日に公布し、満3歳以上の児童の受入れを行っている保育所型事業所内保育事業所は、連携施設の確保を不要とした。 (平成31年4月1日に施行済み)</p>

# 平成26年～30年対応方針のフォローアップの状況

## ② 医療・福祉

No.	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成31年3月31日現在。その後の 特筆すべき状況があれば( )で記載
18	<p>家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の見直し (児童福祉法及び子ども・子育て支援法)</p>	<p>内閣府 厚生労働省</p>	<p>家庭的保育事業者等が保育所、幼稚園又は認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、卒園後の受け皿の設定(同令6条3号)については、企業主導型保育施設又は認可外保育施設(児童福祉法59条1項に規定する施設のうち、同法39条1項に規定する業務を目的とするものであって、事業実施補助を受けているものに限る。)であって、一定の要件を満たすものから確保できるようにするための方策を検討し、<u>2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成31年3月29日厚生労働省令第49号)を平成31年3月29日に公布し、連携施設のうち卒園後の受け皿については、企業主導型保育施設又は認可外保育施設(児童福祉法59条1項に規定する施設のうち、同法39条1項に規定する業務を目的とするものであって、事業実施補助を受けているものに限る。)であって、一定の要件を満たすものから確保できるようにした。 (平成31年4月1日に施行済み)</p>

# 平成26年～30年対応方針のフォローアップの状況

## ② 医療・福祉

No.	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成31年3月31日現在。その後の特筆すべき状況があれば( )で記載
19	幼稚園免許更新対象者の拡大 (教育職員免許法)	文部科学省	幼稚園教諭普通免許状に係る免許状更新講習(9条の3第3項)の受講対象の拡大については、幼稚園型の一時預かり事業(児童福祉法(昭22法164)6条の3第7項及び子ども・子育て支援法(平24法65)59条10号に規定する一時預かり事業をいう。)に従事する者に関して調査・検討を行い、 <u>2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	平成30年10月に内閣府地方分権改革推進室と文部科学省が連名で、サンプル抽出した市区町村教育委員会及び私立幼稚園等に対してアンケート調査を実施した。その結果を踏まえ、引き続きより詳細な情報を収集し、受講対象の拡大について検討するとの結論を得た。 (中央教育審議会に平成31年4月17日に諮問した「免許更新講習と研修等の位置付けの在り方などを含めた教員免許更新制の実質化」の議論の中で更新講習の受講対象拡大についても検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。)

# 平成26年～30年対応方針のフォローアップの状況

## ② 医療・福祉

No.	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成31年3月31日現在。その後の 特筆すべき状況があれば( )で記載
20	育児休業等の期間延長にかかる要件緩和（児童福祉法、雇用保険法及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）	厚生労働省	<p>育児休業等の制度の趣旨に則った同制度の活用を促す方法について検討し、<b>2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</b></p> <p>なお、育児休業等の延長制度の在り方については、提案の趣旨や保育所の整備状況等を踏まえつつ、中長期的に検討を行い、必要な措置を講ずる。</p>	<p>①「育児休業・給付の適正な運用・支給及び公平な利用調整の実現等に向けた運用上の工夫等について」（平成31年2月7日厚生労働省子ども家庭局事務連絡）において、自治体に対して利用調整を行う際の具体的な工夫の方法等を示した。</p> <p>②「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第6条第1号等に規定する「保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われない場合」について」（平成31年3月29日雇均職発0329第4号）及び「育児休業給付の期間延長に係る「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」への対応について」（平成31年3月29日厚生労働省職業安定局事務連絡）において、労働局に対して地方分権の対応方針を踏まえた育児休業・給付の延長に係る具体的な運用について示した。</p> <p>（リーフレットを平成31年4月に厚生労働省HPに掲載済み）</p>

# 平成26年～30年対応方針のフォローアップの状況

## ② 医療・福祉

No.	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成31年3月31日現在。その後の特筆すべき状況があれば( )で記載
21	へき地における薬局の管理薬剤師の兼務許可要件の緩和について (医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)	厚生労働省	へき地における薬局の管理者の兼務要件については、厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会での薬局・薬剤師の在り方に関する議論を踏まえて検討し、 <u>2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	地方公共団体宛に「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第7条第3項に規定する薬局の管理者の兼務許可の考え方について」(平成31年3月20日薬生総発0320第3号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知)を発出し、薬局の管理者の兼務許可に関する考え方を通知した。
22	要保護状態にある外国人が属する国の領事館等に対する、保護制度適用の確認事務の廃止 (外国人に対する生活保護の適正な実施のための措置)	厚生労働省	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置における地方公共団体から領事館等への確認の手続については、適正な事務実施や事務負担の軽減を図る観点から、当該手続に関する実態把握を行い、 <u>2018年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	各都道府県・指定都市・中核市宛に「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置における地方公共団体から領事館等への確認の手続について」(平成31年3月29日厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡)を発出し、保護の実施機関において「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日厚生省社会局長通知)の取扱いを適正に行うとともに、領事館等からの過去の回答の有無等を踏まえて確認頻度等について適切に判断するよう通知した。

# 平成26年～30年対応方針のフォローアップの状況

## ③ 教育・文化

No.	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成31年3月31日現在。その後の 特筆すべき状況があれば( )で記載
23	<p>個人が所持する教員免許状の集約と修了確認期限又は有効期間満了日の明記 (教育職員免許法)</p>	<p>文部科学省</p>	<p>教員免許状の修了確認期限等については、都道府県教育委員会等の意見を踏まえつつ、更新講習修了確認期限等を記載した確認書類の発行等を可能とする教員免許管理システムの改修について検討し、<u>2018年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>システムの改修については、教育職員免許法の改正への対応に必要な改修を優先し、更新講習修了確認期限等を記載した確認書類の発行に必要なシステムの改修の実施については引き続き調整を行うこととした。</p> <p>当面の措置として、文部科学省において、教員が自らの更新講習修了確認期限等を正確に認識できるための「自己による教員免許状の期限確認ツール」を作成し、検証等を経て2019年中を目途に文部科学省ホームページ掲載等により周知を行う予定。</p>

# 平成26年～30年対応方針のフォローアップの状況

## ④ 運輸・交通

No.	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成31年3月31日現在。その後の 特筆すべき状況があれば( )で記載
24	地方公共団体による 道路整備に伴う踏切 新設の際の運用の見 直し （鉄道営業法及び道 路法）	国土交通省	鉄道に関する技術上の基準を定める省令 （平13国土交通省令151）39条及び道路法 31条1項に基づき、道路と鉄道の交差の方 式の例外として認められている踏切道の新 設については、一律に既存の踏切道の除却 を条件とすることのないよう、鉄道事業者 及び道路管理者から状況等を聴取し、その 結果及び地域の実情を踏まえ、運用基準を 明確にする方向で検討し、 <u>2018年度中を目 途に結論を得る。その結果に基づいて必要 な措置を講ずる。</u>	踏切道新設に際しての考え方を明確 にするためには、十分に鉄道事業者及 び道路管理者から意見及び地域の実情 を聴取する必要がある、2018年度中に その実施を完了したところ。 その結果、運用基準を数値等で明確 にすることによって、現場の判断がし やすくなる一方で、地域の実情を十分 に反映できなくなる等、新たな課題が 明らかになり、必要な措置について現 在引き続き検討しているところ。

# 平成26年～30年対応方針のフォローアップの状況

## ④ 運輸・交通

No.	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成31年3月31日現在。その後の 特筆すべき状況があれば( )で記載
25	通訳案内士登録業務 の見直し (通訳案内士法)	国土交通省	通訳案内士の登録申請時の添付書類（施行規則16条2項）については、申請者の負担及び地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、履歴書に代えて、より簡便な宣誓書の提出を求めるほか、医師が通訳案内士の業務内容を正確に理解し容易に診断できるよう、健康診断書の様式を見直す方向で検討し、 <u>2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成30年12月25日閣議決定）を踏まえ、通訳案内士の登録申請時の添付書類について、通訳案内士法施行規則（昭和24年運輸省令第27号）を改正し、履歴書に代えて、より簡便な宣誓書の提出を求めるほか、「全国通訳案内士及び地域通訳案内士の登録等について」（平成30年1月4日観観資第343号）において定める健康診断書の様式を見直すこととする。 (省令は令和元年7月1日施行。通知は平成31年4月10日付け通知済。)

# 平成26年～30年対応方針のフォローアップの状況

## ④ 運輸・交通

No.	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成31年3月31日現在。その後の 特筆すべき状況があれば( )で記載
26	地域間幹線系統確保維持費国庫補助金に係る生活交通確保維持改善計画の記載事項の簡素化 (地域公共交通確保維持改善事業費補助金)	国土交通省	地域間幹線系統に対する補助の申請時に策定する生活交通確保維持改善計画については、地方公共団体の事務負担を軽減する観点から、補助対象年度以降の費用の総額等の記載について、地域公共交通を確保及び維持するための定量的な目標及び効果等が適切に計画されているかを判断する上で必要性が低いと判断できる場合には省略が可能となるよう見直す方向で検討し、 <u>2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	「地方分権改革に係る平成30年の地方からの提案等に関する対応について（地域公共交通確保維持改善事業費補助金関係）」（平成31年3月29日付け事務連絡）を发出し、「補助対象期間の計画と比較して、翌年度及び翌々年度の計画が同じ又は曜日の違いによる運行回数に係る変更のみの場合については、その旨を記載することで足りること」とする要綱改正を来年度予算成立後速やかに行うこととした。
27	地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の手続の見直し (地域公共交通確保維持改善事業費補助金)	国土交通省	地域間幹線系統に対する補助の申請時に策定する生活交通確保維持改善計画については、早期の計画認定に資するよう、必要事項の記載等の誤りを防止する観点から、自動計算が可能な様式の配布や提出先である運輸支局等との連携方法を見直すなど、必要な方策を検討し、 <u>2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	「地方分権改革に係る平成30年の地方からの提案等に関する対応について（地域公共交通確保維持改善事業費補助金関係）」（平成31年3月29日付け事務連絡）を发出し、生活交通確保維持改善計画の作成に関し、記載誤りの防止及び計画作成事務の負担軽減を図る観点から、自動計算可能な様式を提供することとした。

# 平成26年～30年対応方針のフォローアップの状況

## ⑤ その他

No.	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成31年3月31日現在。その後の 特筆すべき状況があれば( )で記載
28	選挙における投票管理者及び同職務代理者の要件緩和 (公職選挙法)	総務省	投票管理者(37条2項)及び投票管理者の職務代理者(施行令24条1項)の選任要件については、市区町村が幅広く選任できるよう法制的な面から具体的な要件緩和の在り方を検討し、 <u>2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	投票管理者の選任要件を「当該選挙の選挙権を有する者」から「選挙権を有する者」に緩和する内容の法案を平成31年2月12日に国会に提出。 (国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律、公職選挙法施行令の一部を改正する政令：令和元年6月1日施行)
29	選挙における投票立会人の要件緩和 (公職選挙法)	総務省	投票立会人(38条1項)の選任要件については、市区町村が幅広く選任できるよう法制的な面から具体的な要件緩和の在り方を検討し、 <u>2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	投票立会人の選任要件を「各投票所における選挙人名簿に登録された者」から「選挙権を有する者」に緩和する内容の法案を平成31年2月12日国会に提出。 (国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律：令和元年6月1日施行)

# 平成26年～30年対応方針のフォローアップの状況

## ⑤ その他

No.	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成31年3月31日現在。その後の 特筆すべき状況があれば( )で記載
30	国勢調査の調査員の 選考基準の要件緩和 (統計法)	総務省	<p>国勢調査（5条2項）調査員の選考については、地方公共団体及び調査実施者の意見を踏まえつつ、税務関係職員も対象とする方向で検討し、<u>2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>地方公共団体からの意見等を聴取し、2020年国勢調査において、税務関係職員を調査員とするための要件を緩和する方向で会議資料として、地方公共団体に提示した。</p> <p>2020年国勢調査の「事務要領」への具体的な記載については、税務関係職員を調査員とする際の留意事項を盛り込むこととし、2020年5月までに「事務要領」を作成する方向である。</p>

# 平成26年～30年対応方針のフォローアップの状況

## ⑤ その他

No.	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成31年3月31日現在。その後の特筆すべき状況があれば( )で記載
31	国勢調査の調査員事務を委託可能とする規制緩和 (統計法)	総務省	国勢調査(5条2項)調査員事務の外部委託については、国民の統計調査への信頼及び調査の精度維持に留意した上で検討し、 <u>2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	<p>統計局が実施する統計調査の受託経験がある民間事業者に対しヒアリングを実施したところ、人材の確保や調査手法面での負担、コスト等の理由から受託困難である旨の回答を得た。</p> <p>また、精度を保ちつつ、現行の調査員業務を外部委託する場合には、予算の増額が必要であるが厳しい状況にある。</p> <p>さらに、民間事業者が担えるようプロセスの分割や調査方法の見直しが必要であるが、結果精度を確保する上では、試験調査を経た慎重かつ十分な検討が必要となるため、2020年調査において対応することは困難との結論に至った。</p> <p>他方で、調査員の確保対策は引き続き重要な課題であるため、2025年の調査に向け、引き続き民間事業者や地方公共団体との協議・情報共有を進めるなど、検討を継続していく。</p>

# 平成26年～30年対応方針のフォローアップの状況

## ⑤ その他

No.	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成31年3月31日現在。その後の 特筆すべき状況があれば( )で記載
32	地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査の運用見直し（地方行政サービス改革に関する取組状況等の調査）	総務省	地方行政サービス改革に関する取組状況等の調査については、調査様式及び項目の整理を行い、ヒアリングは単なる調査票の確認ではなく意見交換を重視したものとするとともに、負担軽減のためWEB会議方式の導入等を行う方向で検討し、 <u>2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	<p>令和元年度の地方行政サービス改革に関する取組状況等の調査においては、地方公共団体の負担軽減のため、以下のとおり対応することとする。</p> <p>①これまでの調査では、最終的な公表用様式と各団体への照会様式が異なっていたことから、調査項目を公表用様式の項目等と整合させるとともに、前年度の回答内容をすでに入力した状態で地方公共団体側に照会をする。</p> <p>②ヒアリングは基本的にSkypeを利用することとし、また、事前にヒアリング項目を団体側に知らせ、その回答内容の確認の場とすることで、ヒアリングに要する時間を短縮する。</p>

# 平成26年～30年対応方針のフォローアップの状況

## II. 平成26年～29年の対応方針において、平成29年（度）中に「結論を得る」等とされたもの

※前回会議（平成31年2月20日）までに結論を報告したものを除く。

※平成26年、27年及び29年対応方針において、平成29年（度）中に「結論を得る」等とされたものは、全て結論を報告済み。

### ○平成28年対応方針

#### (1) 義務付け・枠付けの見直し等

##### ① その他

No.	事項	関係府省	28年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成31年3月31日現在。その後の特筆すべき状況があれば( )で記載
33	<p>マイナンバー制度における療育手帳関係情報、外国人保護関係情報の情報提供ネットワークシステムによる情報照会の実施 （行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）</p>	<p>内閣府 総務省 厚生労働省 国土交通省</p>	<p>地方公共団体が9条2項に基づき実施する事務（独自利用事務）について、以下の措置を講ずる。 ・療育手帳関係情報を情報連携の対象とすることについては、提供側の地方公共団体の意見も把握しつつ、現場の事務が混乱することのないよう、<u>平成29年度中に療育手帳に関する事務を独自利用事務として条例で定める地方公共団体が増加するよう関係府省が連携して働きかける。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>療育手帳関係情報の情報連携に向けて必要となる独自利用事務条例の制定については、関係府省から都道府県等に、関係主管課長会議や通知等で働きかけを行っており、現在、療育手帳の交付事務を行う67団体のうち、11団体で条例が制定されていることを把握している。 引き続き、独自利用事務の条例制定を都道府県及び指定都市に働きかけるとともに、都道府県等に対して独自利用事務条例の制定状況に関する調査を実施中。</p>

## 平成26年～30年対応方針のフォローアップの状況

### Ⅲ. 平成26年～30年の対応方針において、令和元年（2019年）（度）以降に「結論を得る」等とされたものの内、既に結論を得られたもの

※前回会議（平成31年2月20日）までに結論を報告したものを除く。

#### ○平成28年対応方針

#### (1) 義務付け・枠付けの見直し等

##### ① その他

	事項	関係府省	28年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成31年3月31日現在。その後の特筆すべき状況があれば( )で記載
34	マイナンバーを活用した行政事務の効率化 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)	内閣府 個人情報保護委員会 総務省 文部科学省 国土交通省	地方公共団体における行政運営の効率化を図る観点から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則6条1項に基づき、 <u>同法の施行後3年を目途として、同法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずる。</u>	「経済財政運営と改革の基本方針2018」及び「未来投資戦略2018」等に基づき、以下の法案を平成31年通常国会に提出し、③については平成31年3月27日に成立した。 ①情報連携の対象に戸籍関係情報を追加する「戸籍法の一部を改正する法律案」 ②マイナンバーの利用事務に罹災証明書の交付及び予防接種の実施に関する事務を、情報連携の対象に乳幼児の健康診査時に関する事務を追加等する「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律案」 ③マイナンバーの利用事務に証券保管振替機構による加入者情報の管理等に関する事務を追加する「所得税法等の一部を改正する法律案」 (①、②については、令和元年5月24日に成立)

# 平成26年～30年対応方針のフォローアップの状況

## ○平成30年対応方針

### (1) 義務付け・枠付けの見直し等

#### ① 農業・農地

	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成31年3月31日現在。その後の 特筆すべき状況があれば( )で記載
35	農地耕作条件改善事業の実績報告に係る添付書類の簡素化	農林水産省	農地耕作条件改善事業交付金の実績報告書に添付する書類のうち、契約書の写しについては、申請者の負担の軽減と事務の円滑な処理が図られるよう、 <u>2017年度の実績報告書の提出状況及び交付金の執行状況を踏まえ、簡素化する方向で検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	農地耕作条件改善事業交付金交付要綱の改正（平成31年3月29日付30農振第4024号）を行い、これまで実績報告時に提出を求めていた添付資料のうち、間接交付事業に係るものについて、契約書の写しの添付は要しないこととした。